

令和6年度 中小企業者ゼロカーボンチャレンジ補助金・P P A契約

(富士市中小企業者再生可能エネルギー普及推進事業費補助金) 交付申請の手引き

<目 的>

市内の中小企業者等へ、第三者所有モデルによる太陽光発電システムの導入を補助し、再生可能エネルギーの普及を推進することを目的としています。

<補助金額>

導入する太陽光発電システムにおいて、次の①②のいずれか少ない額（千円未満切捨て）

①太陽光発電システムの最大発電出力*1 kW 当たり5, 0 0 0円を乗じて得た額

②5 0万円（上限）

※太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のうち
いずれか小さい値のこと

<補助対象者>

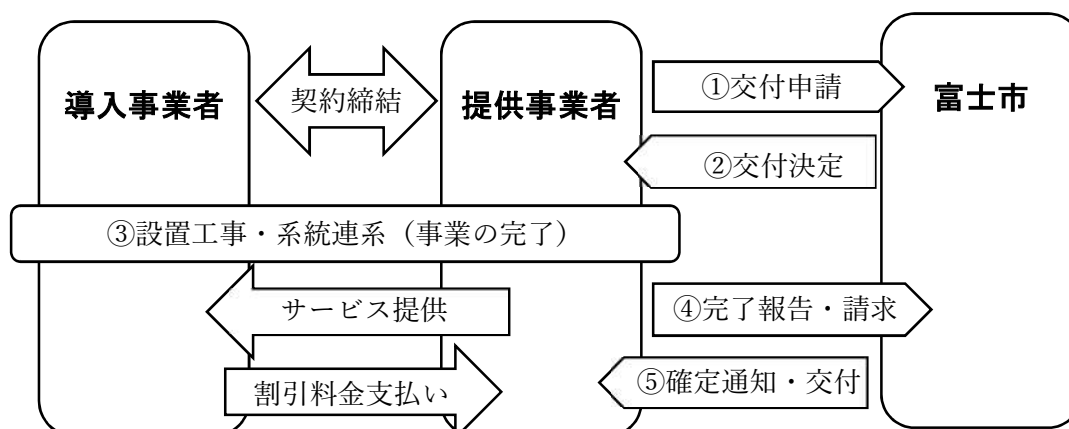
導入事業者とP P A契約を締結し太陽光発電システムを設置する提供事業者

※本補助金は導入事業者へ直接交付するものではありませんのでご注意ください。

<用語の定義>

P P A契約	事業者が自己の負担により自己以外の者が所有する土地建物に太陽光発電システムを設置し、維持管理を行い、当該太陽光発電システムにより発電した電力を販売する契約のこと
提供事業者	P P A契約により、太陽光発電システムを設置しようとする事業者のこと
導入事業者	P P A契約により、電力を購入しようとする中小企業者等（要領第2条の規定に基づく）のこと

<申請手続きの流れ>



<交付申請時の提出書類>

- 1 交付申請書（様式 Web サイト又は環境総務課にて配布）
- 2 事業計画書（様式 Web サイト又は環境総務課にて配布）
- 3 設置する太陽光発電システムの形状、規格等を説明できる資料
- 4 導入事業者の市税完納証明書（市役所 3階収納課）
- 5 導入事業者の健全経営に係る宣誓書（様式 Web サイト又は環境総務課にて配布）
- 6 提供事業者の補助金交付申請に伴う宣誓書（様式 Web サイト又は環境総務課にて配布）
- 7 その他市長が必要と認める書類

<完了報告書の提出書類>

- 1 完了報告書（様式 Web サイト又は環境総務課にて配布）
- 2 P P A 契約に係る契約書の写し
- 3 太陽光発電システム設置前後の写真
- 4 太陽光発電システムの系統連系が確認できる書類
- 5 その他市長が必要と認める書類

<交付の条件>

- 1 太陽光発電システムについて
 - ・太陽光発電システムから自営線のみを経由して電力が供給される場合には、停電時においても電気供給を継続する機能を有すること。
 - ・導入事業者が業として利用する又は所有管理する土地建物に設置されること。
- 2 補助金申請書について
 - ・太陽光発電システムの設置工事着工前に申請すること。
- 3 完了報告について
 - ・交付決定した事業年度内に事業が完了した1月以内、又は交付決定した事業年度内のいずれか早い日までに完了報告書を提出すること。
- 4 導入事業者への補助金の還元について
 - ・提供事業者に交付される補助金総額を、導入事業者が電力販売契約により契約期間中に支払う料金総額から控除すること。（分割回数等は問いません）
 - ・導入事業者へ、本補助金が還元されていることを説明すること。
- 5 太陽光発電システムの維持管理について
 - ・太陽光発電システムが故障した場合には、提供事業者が速やかに交換又は修理すること。
- 6 環境価値について
 - ・P P A 契約により導入事業者に供給する電気に環境価値が伴っていること。
- 7 その他
 - ・申請は同一の導入事業者ごとに、1年度間に1回限りです。
 - ・第4号様式「提供事業者の補助金交付申請に係る宣誓書」の宣誓事項に反しないこと。

<導入事業者の条件>

- 1 市税を完納している中小企業者（大企業の子会社を除く）、中小企業団体及び中小企業者が主たる構成員である公共的団体であること。
 - ・大企業の子会社とは、中小企業の定義に当てはまらない事業者が、資本又は役員の過半数を占めている事業者のことです。
 - ・太陽光発電システムを導入する事業場・事務所などが市内であれば対象になります。
- 2 第3号様式「導入事業者の健全経営に係る宣誓書」の宣誓事項に反しないこと。

中小企業者の定義

	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	三億円以下	三百人以下
卸売業に属する事業	一億円以下	百人以下
サービス業に属する事業	五千万円以下	百人以下
小売業に属する事業	五千万円以下	五十人以下

※資本金・従業員のいずれかが下回ると中小企業となります。

(特記事項)

- ・中小企業者には、個人事業主を含みます。
- ・医療法人、学校法人及び社会福祉法人については、本事業において、サービス業として扱います。

<お問い合わせ先>

富士市役所 環境部環境総務課 環境政策担当 電話 0545-55-2902 Fax0545-51-0522

記入例

令和6年 4月 1日

富士市中小企業者再生可能エネルギー普及推進事業費補助金交付申請書

（宛先） 富士市長

最大発電出力は、設置予定の太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のうちいずれか小さい値を記入してください。

住 所 富士市永田町1-000

申請者 名 称 〇〇電力サービス㈱

代表取締役 富士山 次郎

電話番号 0545-55-0000

富士市中小企業者再生可能エネルギー普及推進事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

最大発電出力	32,42 kW
交付申請額	162,000 円

交付申請額は、
①太陽光発電システムの最大発電出力
1kW 当たり5,000円を乗じて得た額
②50万円（上限）
のいずれか低い額をご記入ください。
（千円未満切捨て）
例：32.42kW × 5,000 円 ≒ 162,000

記入例

第2号様式（第5条関係）

事業計画書

太陽光発電システムを導入する事業所名と住所を記入してください。

導入事業者の名称	富士山工業株式会社富士工場		
設置場所	富士市永田町1-000		
業種	製造業		
事業の概要	太陽光発電 最大出力	32.42kW	
	設置完了予定日	令和3年 7月 20日	
	系統連系予定日	令和3年 7月 30日 頃	
契約の概要	料金種別 <input checked="" type="checkbox"/> 単価（ 25円/kWh） <input type="checkbox"/> 定額（ 円/月）		
	料金内訳 ※別紙等の添付でも可 設置する太陽光発電システムで発電した電気は25円/kWh、それ以外の電気は、〇〇小売電気の約款料金（約款を添付）		
	契約開始日 令和 6年 8月 1日 契約満了日 令和26年 7月 31日（20年契約）		
	補助金の還元方法 2年間（24回）、電気料金の請求金額から6,750円（162,000円/24回）を値引きし還元する。 ※別紙等の添付でも可		
設置事業者の 連絡先	会社名 〇〇電力サービス(株) 部課名 再生可能エネルギー推進営業課 担当者氏名 富士山 五郎 電話番号 0545-55-〇〇×× E-mail fujisan-gorou@denryokuservice.co.〇〇		
備考	工場棟の屋根上へ太陽光発電モジュールを設置します。		

記入例

第3号様式（第5条関係）

導入事業者の健全経営に係る宣誓書

令和6年 4月 1日

（宛先）富士市長

導入事業者が、内容確認のうえ記入してください。

住所 富士市永田町1-△△△
氏名 富士山工業株式会社
代表取締役 富士山 四郎
電話 0545-55-△△△△

富士市中小企業者再生可能エネルギー普及推進事業費補助金交付要領の規定に基づき、導入事業者及び当該施設について、次に掲げるとおりであることを宣誓します。

- 1 富士市中小企業者再生可能エネルギー普及推進事業費補助金交付要領第2条第1項第1号に定める規定を満たしています。
- 2 PPA契約の締結にあたり提供事業者の定める経営状況等の基準を満たしています。
- 3 設備が導入される施設の継続的運営に当たり、法令による著しい制限がかけられていません。
- 4 富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例及び市の指導方針（要綱として公開されているもの）に反していません。
- 5 富士・愛鷹山麓地域環境管理計画の対象地域における太陽光発電設備の設置に係る土地利用事業に関する行政指導方針で規定する太陽光発電設備の自粛要請に該当しません。
- 6 過去5年間に継続的な経営に影響を与える行政処分を受けたことはありません。
過去5年間に行政処分を受けたことがある場合は、次に全て記すこと。

[]

7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団ではなく、社員の中に同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下、「暴力団員等」という。）はおりません。また、補助事業執行の際、暴力団、暴力団員等が構成する組織及び暴力団員等への利益供与は行いません。

記入例

第4号様式（第3条・第6条関係）

提供事業者の補助金交付申請に係る宣誓書

令和6年 4月 1日

（宛先）富士市長

提供事業者が、内容確認のうえ記入してください。

住 所 富士市永田町1-000

宣誓者 名 称 〇〇電力サービス㈱

代表取締役 富士山 次郎

電話番号 0545-55-0000

富士市中小企業者再生可能エネルギー普及推進事業費補助金交付要領の規定に基づき、提供事業者及びP P A契約等について、次に掲げるとおりであることを宣誓します。

- 1 富士市から交付を受けた補助金のすべてを、導入事業者がP P A契約により契約期間中に支払う料金総額から控除したうえで、導入事業者へ本補助金が還元されていることを説明します。
- 2 P P A契約により設置した太陽光発電システムが故障した場合には、当該太陽光発電システムを速やかに交換又は修理します。
- 3 P P A契約により導入事業者に供給する電気は、環境価値が伴っています。
- 4 P P A契約により設置する太陽光発電システムは、すべて未使用品です。
- 5 富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例及び市の指導方針（要綱として公開されているもの）に反していません。
- 6 富士・愛鷹山麓地域環境管理計画の対象地域における太陽光発電設備の設置に係る土地利用事業に関する行政指導方針で規定する太陽光発電設備の自粛要請に該当しません。
- 7 過去5年間に継続的な経営に影響を与える行政処分を受けたことがありません。
過去5年間に行政処分を受けたことがある場合は、次に全て記すこと。

[]

- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団ではなく、社員の中に同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下、「暴力団員等」という。）はおりません。また、補助事業執行の際、暴力団、暴力団員等が構成する組織及び暴力団員等への利益供与は行いません。

記入例

令和6年 8月 10日

完了報告書

（宛先） 富士市長

交付申請書と同じ申請者
としてください。

住 所 富士市永田町1-000

申請者 名 称 〇〇電力サービス㈱

代表取締役 富士山 次郎

電話番号 0545-55-0000

令和3年4月〇日付け富環総指令第〇△□号により補助金の交付決定を受けた富士市中小企業者
再生可能エネルギー普及推進事業が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

設 置 し た 場 所	富士市永田町1-000
完 了 年 月 日	令和6年 7月 30日
補 助 金 の 交 付 決 定 額	162,000円

系統連系の日を完了年月日
としてください。